

平成26年度栃木県議会 第327回通常会議議案（1）目次

第1号議案	平成27年度栃木県一般会計予算	1
第2号議案	平成27年度栃木県公債管理特別会計予算	27
第3号議案	平成27年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計予算	33
第4号議案	平成27年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計予算	37
第5号議案	平成27年度栃木県営林事業特別会計予算	41
第6号議案	平成27年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	47
第7号議案	平成27年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	51
第8号議案	平成27年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	57
第9号議案	平成27年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算	61
第10号議案	平成27年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	65
第11号議案	平成27年度栃木県流域下水道事業特別会計予算	71
第12号議案	平成27年度栃木県病院事業会計予算	81
第13号議案	平成27年度栃木県電気事業会計予算	89

第14号議案	平成27年度栃木県水道事業会計予算……………	95
第15号議案	平成27年度栃木県工業用水道事業会計予算……………	99
第16号議案	平成27年度栃木県用地造成事業会計予算……………	103
第17号議案	平成27年度栃木県施設管理事業会計予算……………	107
第18号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例の制定について……………	111
第19号議案	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について……………	113
第20号議案	職員の退職手当に関する条例の一部改正について……………	115
第21号議案	栃木県行政手続条例の一部改正について……………	117
第22号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について……………	119
第23号議案	栃木県手数料条例の一部改正について……………	121
第24号議案	栃木県県税条例の一部改正について……………	125
第25号議案	とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正について……………	127
第26号議案	水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正について……………	129
第27号議案	栃木県生活環境の保全等に関する条例及び栃木県手数料条例の一部改正について……………	131
第28号議案	栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正について……………	133

第29号議案	栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正について……………	135
第30号議案	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について……………	137
第31号議案	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について……………	165
第32号議案	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について……………	169
第33号議案	食品衛生法施行条例の一部改正について……………	173
第34号議案	栃木県農漁業災害対策特別措置条例の一部改正について……………	177
第35号議案	栃木県流域下水道条例の一部改正について……………	179
第36号議案	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正について……………	181
第37号議案	学校職員定数条例の一部改正について……………	185
第38号議案	栃木県地方警察職員定数条例の一部改正について……………	187
第39号議案	栃木県暴力団排除条例の一部改正について……………	189
第40号議案	栃木県警察関係手数料条例の一部改正について……………	191
第41号議案	栃木県風土記の丘資料館条例の廃止について……………	195
第42号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について……………	197
第43号議案	県有財産の譲与について……………	199

第44号議案	県有財産の譲与について……………	201
第45号議案	指定管理者の指定について（栃木県産業会館）……………	203
第46号議案	指定管理者の指定について（栃木県総合運動公園）……………	205
第47号議案	指定管理者の指定について（県営住宅（佐野・足利地区））……………	207
第48号議案	指定管理者の指定について（県営住宅（大田原地区））……………	209
第49号議案	県道路線の認定について……………	211
第50号議案	下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について……………	213
第51号議案	下水道事業の事務の一部の受託について……………	215
第52号議案	包括外部監査契約の締結について……………	217
第53号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンター一定款の制定について……………	219

## 第1号議案

### 平成27年度栃木県一般会計予算

平成27年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 811,150,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

**第3条** 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

**第4条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

**第5条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

**第6条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月18日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	241,500,000
	1 県民税	84,290,000
	2 事業税	52,890,000
	3 地方消費税	33,529,000
	4 不動産取得税	5,073,000
	5 県たばこ税	2,419,000
	6 ゴルフ場利用税	2,464,000
	7 自動車取得税	2,585,000
	8 軽油引取税	23,037,000
	9 自動車税	35,167,000
	10 鉦区税	7,000
	11 狩猟税	39,000

款	項	金 額
2 地 方 消 費 税 清 算 金		72,203,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	72,203,000
3 地 方 讓 与 税		36,400,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	33,000,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	3,200,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	200,000
4 地 方 特 例 交 付 金		800,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	800,000
5 地 方 交 付 税		122,300,000
	1 地 方 交 付 税	122,300,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		700,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	700,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,146,759
	1 負 担 金	4,146,759
8 使 用 料 及 び 手 数 料		10,206,312



	1 使 用 料	6,740,625
	2 手 数 料	3,465,687
9 国 庫 支 出 金		95,292,324
	1 国 庫 負 担 金	50,988,027
	2 国 庫 補 助 金	42,000,526
	3 委 託 金	2,303,771
10 財 産 収 入		2,159,503
	1 財 産 運 用 収 入	951,217
	2 財 産 売 払 収 入	1,208,286
11 寄 附 金		77,251
	1 寄 附 金	77,251
12 繰 入 金		23,979,411
	1 特 別 会 計 繰 入 金	411,739
	2 基 金 繰 入 金	23,567,672
13 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000

款	項	金額
14 諸 収 入		103,998,440
	1 延滞金、加算金及び過料等	528,547
	2 県 預 金 利 子	114
	3 貸 付 金 元 利 収 入	89,471,654
	4 受 託 事 業 収 入	592,337
	5 収 益 事 業 収 入	11,609,856
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	11,000
	7 雑 入	1,784,932
15 県 債		96,387,000
	1 県 債	96,387,000
歳 入	合 計	811,150,000

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 議 会 費		1,511,703
	1 議 会 費	1,511,703
2 総 務 費		32,600,075
	1 総 務 管 理 費	14,083,780
	2 企 画 費	4,135,604
	3 徴 税 費	8,603,248
	4 市 町 村 振 興 費	2,399,671
	5 選 挙 費	753,960
	6 防 災 費	1,104,310
	7 統 計 調 査 費	1,202,957
	8 人 事 委 員 会 費	133,219
	9 監 査 委 員 費	183,326
3 民 生 費		101,888,900

款	項	金額
	1 社 会 福 祉 費	56,213,403
	2 児 童 福 祉 費	39,256,728
	3 生 活 保 護 費	3,656,439
	4 災 害 救 助 費	327,520
	5 県 民 生 活 費	2,434,810
4 衛 生 費		64,610,847
	1 公 衆 衛 生 費	26,869,289
	2 環 境 衛 生 費	2,080,205
	3 保 健 所 費	2,072,682
	4 医 薬 費	23,316,199
	5 病 院 費	3,930,280
	6 環 境 対 策 費	6,342,192
5 勞 働 費		2,877,279
	1 勞 政 費	361,893
	2 職 業 訓 練 費	1,700,330

	3 失 業 対 策 費	704,287
	4 労 働 委 員 会 費	110,769
6 農 林 水 産 業 費		36,923,376
	1 農 業 費	11,482,546
	2 畜 産 業 費	4,121,788
	3 農 地 費	10,792,395
	4 林 業 費	9,796,594
	5 水 産 業 費	696,533
	6 自 然 保 護 費	33,520
7 商 工 費		81,249,794
	1 商 工 費	79,842,600
	2 観 光 費	1,407,194
8 土 木 費		71,625,924
	1 土 木 管 理 費	4,866,004
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,292,654
	3 河 川 費	12,172,805

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	10,606,193
	5 住 宅 費	2,688,268
9 警 察 費		45,524,968
	1 警 察 管 理 費	44,352,828
	2 警 察 活 動 費	1,172,140
10 教 育 費		187,958,533
	1 教 育 総 務 費	25,316,853
	2 小 学 校 費	68,445,882
	3 中 学 校 費	39,429,960
	4 高 等 学 校 費	35,542,996
	5 特 別 支 援 学 校 費	16,221,837
	6 社 会 教 育 費	1,724,974
	7 保 健 体 育 費	1,276,031
11 災 害 復 旧 費		2,745,132
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	341,073

	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,393,497
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,562
12 公 債 費		105,379,469
	1 公 債 費	105,379,469
13 諸 支 出 金		75,454,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	32,190,000
	2 利 子 割 交 付 金	415,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	36,358,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,729,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,719,000
	7 利 子 割 精 算 金	4,000
	8 配 当 割 交 付 金	2,013,000
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,026,000
14 予 備 費		800,000
	1 予 備 費	800,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>811,150,000</b>





第2表 継 続 費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	河内庁舎空調システム改修費	279,018	平成27年度	55,804
				平成28年度	223,214
3 民生費	1 社会福祉費	障害者スポーツ拠点施設整備費	752,041	平成27年度	526,431
				平成28年度	225,610
4 衛生費	2 環境衛生費	馬頭最終処分場アドバイザー業務委託費	49,500	平成27年度	17,500
				平成28年度	32,000
	6 環境対策費	障害者スポーツ拠点施設再生可能エネルギー等施設整備費	30,000	平成27年度	21,000
				平成28年度	9,000
8 土木費	4 都市計画費	総合スポーツゾーン新体育館・屋内水泳場アドバイザー業務委託費	38,000	平成27年度	19,000
				平成28年度	19,000
		総合スポーツゾーン既存施設改修基本・実施設計費	124,436	平成27年度	60,516
				平成28年度	63,920
総合スポーツゾーン公園詳細設計費	243,691	平成27年度	170,584		

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				平成28年度	73,107
9 警察費	1 警察管理費	機動センター庁舎建設費	2,110,974	平成27年度	216,925
				平成28年度	1,894,049

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
マイナンバー関係総合庶務事務システム改修費	平成28年度	20,571
自動車税納税通知書等封入封緘業務委託料	平成28年度	12,924
消防防災ヘリコプター更新事業	平成28年度	2,491,831
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
栃木県産業会館管理運営事業	平成28年度から平成29年度まで	8,464
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証に対する損失補償（平成27年度融資保証分）		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証に対する損失補償（平成27年度融資保証分）		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（平成27年度融資保証分）		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済

事 項	期 間	限 度 額
		額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額（ただし、中心市街地活性化対策に係る分を除く。）
栃木県信用保証協会の中小企業経営改善資金融資保証に対する損失補償（平成27年度融資保証分）		中小企業経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償（平成27年度融資保証分）		経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）
離職者等再就職訓練事業費	平成28年度	115,236
がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給	平成28年度から平成33年度まで	3,191
農業近代化資金利子補給	平成28年度から平成50年度まで	588,707
農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成28年度から平成45年度まで	62,500
奨励品種決定基本調査委託事業	平成28年度	160

大家畜特別支援資金利子補給	平成28年度から平成52年度まで	4,347
養豚特別支援資金利子補給	平成28年度から平成42年度まで	1,474
畜産経営改善緊急支援資金利子補給	平成28年度から平成52年度まで	6,519
水利施設整備事業 (塩田ダム地区水管理設備・電気設備更新工事)	平成28年度	220,000
水利施設整備事業 (那須野原2期地区水管理制御設備工事)	平成28年度から平成29年度まで	350,000
県営住宅整備事業	平成28年度から平成29年度まで	427,708
快適で安全な道づくり事業(補助)(田川大橋)	平成28年度	150,000
快適で安全な道づくり事業(補助)(宇都宮環状北道路)	平成28年度	10,000
快適で安全な道づくり事業(補助)(真岡宇都宮バイパス)	平成28年度	20,000
快適で安全な道づくり事業(補助)(宇都宮高根沢バイパス)	平成28年度	20,000
快適で安全な道づくり事業(補助)(上五月橋)	平成28年度	70,000
快適で安全な道づくり事業(補助)(真岡南バイパス)	平成28年度	30,000
快適で安全な道づくり事業(補助)(家中跨線橋)	平成28年度	80,000
快適で安全な道づくり事業(補助)(下塩原バイパス)	平成28年度	50,000
快適で安全な道づくり事業(補助)(大鳥橋)	平成28年度	70,000

事 項	期 間	限 度 額
快適で安全な道づくり事業（補助）（白旗橋）	平成28年度	50,000
快適で安全な道づくり事業（補助）（伏久）	平成28年度から平成29年度まで	200,000
安全な川づくり事業（補助）（小藪川）	平成28年度から平成29年度まで	1,400,000
ダム施設保全事業（補助）（東荒川ダム）	平成28年度	177,000
砂防施設づくり事業（補助）（思川水系）	平成28年度	70,000
街路づくり事業（補助）（宇都宮市築瀬町）	平成28年度	150,000
街路づくり事業（補助）（宇都宮市駒生）	平成28年度	270,000
街路づくり事業（補助）（宇都宮市雀の宮）	平成28年度	250,000
総合スポーツゾーン整備事業（公園整備）	平成28年度	357,258
栃木県総合運動公園管理運営事業	平成28年度から平成31年度まで	617,308
県営住宅（佐野・足利地区）管理運営事業	平成28年度から平成31年度まで	292,400
県営住宅（大田原地区）管理運営事業	平成28年度から平成29年度まで	80,600
とちぎ学力向上推進事業費	平成28年度	34,010
共済組合警察職員住宅賃借料（那珂川）	平成28年度から平成51年度まで	327,772
共済組合警察官交番駐在所賃借料	平成28年度から平成51年度まで	275,169

違法駐車対策確認事務委託事業	平成28年度	34,000





第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県庁舎等施設整備費	1,102,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
誘客促進環境整備事業費	47,000	同	上	上
防災行政ネットワーク整備費	123,000	同	上	上
総合文化センター整備費	6,000	同	上	上
博物館整備費	22,000	同	上	上
社会福祉施設整備費	357,000	同	上	上
障害者スポーツ拠点施設整備費	402,000	同	上	上
児童相談所整備費	18,000	同	上	上
とちぎ男女共同参画センター整備費	42,000	同	上	上
馬頭最終処分場関連整備費	75,000	同	上	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県南高等看護専門学校整備費	11,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
とちぎ健康の森整備費	68,000	同上	同上	同上
石綿健康被害救済対策費	14,000	同上	同上	同上
農業試験場施設整備費	17,000	同上	同上	同上
農業大学校施設整備費	2,000	同上	同上	同上
畜産酪農研究センター整備費	1,096,000	同上	同上	同上
土地改良事業費	1,096,000	同上	同上	同上
林道事業費	46,000	同上	同上	同上
治山事業費	804,000	同上	同上	同上
県単林道事業費	43,000	同上	同上	同上
県単治山事業費	191,000	同上	同上	同上
林業センター整備費	3,000	同上	同上	同上

県民の森施設整備費	7,000	同	上	同	上	同	上
水産試験場整備費	14,000	同	上	同	上	同	上
なかがわ水遊園整備費	16,000	同	上	同	上	同	上
自然公園等施設整備費	137,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助道路事業費	8,782,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助河川改良費	1,303,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助砂防費	934,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	1,719,000	同	上	同	上	同	上
公園緑地整備費	122,000	同	上	同	上	同	上
総合スポーツゾーン整備費	1,115,000	同	上	同	上	同	上
県営住宅建設事業費	393,000	同	上	同	上	同	上
県有施設等整備費	31,000	同	上	同	上	同	上
県有建築物耐震化推進事業費	88,000	同	上	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	2,804,000	同	上	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	1,325,000	同	上	同	上	同	上
直轄砂防事業負担金	1,701,000	同	上	同	上	同	上

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	5,273,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
河 川 等 整 備 事 業 費	1,270,000	同	上	同
自 然 災 害 防 止 事 業 費	216,000	同	上	同
地 域 活 性 化 事 業 費	643,000	同	上	同
市 町 村 合 併 推 進 事 業 費	1,279,000	同	上	同
警 察 施 設 整 備 費	1,636,000	同	上	同
交 通 安 全 施 設 整 備 費	1,122,000	同	上	同
教 育 施 設 等 整 備 費	118,000	同	上	同
高 等 学 校 施 設 整 備 費	726,000	同	上	同
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	889,000	同	上	同
退 職 手 当 債	5,000,000	同	上	同
24年県単災害復旧治山事業費	40,000	同	上	同

26年災害復旧土木事業費	16,000	同	上	同	上	同	上
27年災害復旧林道事業費	22,000	同	上	同	上	同	上
27年県単災害復旧林道事業費	15,000	同	上	同	上	同	上
27年災害復旧治山事業費	8,000	同	上	同	上	同	上
27年県単災害復旧治山事業費	22,000	同	上	同	上	同	上
27年災害復旧土木事業費	666,000	同	上	同	上	同	上
27年県費単独災害復旧土木事業費	200,000	同	上	同	上	同	上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同	上	同	上	同	上
平成27年度臨時財政対策債	51,000,000	同	上	同	上	同	上
災害援護資金貸付事業費	5,000	普通貸借		無利子		災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第2項及び第14条第2項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第2項の規定により償還する。	
木材産業等高度化推進資金貸付事業費	45,000	普通貸借		1.0%以内		償還年限5年以内とし、定期又は割賦の方法により償還する。	
計	96,387,000						



## 第2号議案

### 平成27年度栃木県公債管理特別会計予算

平成27年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65,149,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一





第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		4,566,720
	1 一般会計繰入金	3,566,720
	2 基金繰入金	1,000,000
2 県債		60,583,000
	1 県債	60,583,000
歳入合計		<b>65,149,720</b>

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		65, 149, 720
	1 公 債 費	65, 149, 720
歳 出	合 計	<b>65, 149, 720</b>

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	60,583,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。



### 第3号議案

#### 平成27年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計予算

平成27年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,786,990千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 納税証紙収入		3,776,990
	1 納税証紙収入	3,776,990
2 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
歳入合計		<b>3,786,990</b>

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 繰 出 金			3,786,990
	1 繰 出 金		3,786,990
歳 出 合 計			<b>3,786,990</b>



#### 第4号議案

##### 平成27年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計予算

平成27年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 116,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
2 諸 収 入			116,500
	1 他 会 計 借 入 金		116,500
歳 入	合 計		116,500

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 最 終 処 分 場 事 業 費		50,903
	1 最 終 処 分 場 建 設 事 業 費	50,903
2 公 債 費		65,597
	1 公 債 費	65,597
歳 出 合 計		<b>116,500</b>

## 第5号議案

### 平成27年度栃木県営林事業特別会計予算

平成27年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 465,840千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,574
	1 使用料	11,574
2 国庫支出金		25,551
	1 国庫補助金	25,551
3 財産収入		143,183
	1 財産売払収入	143,183
4 繰入金		240,790
	1 一般会計繰入金	240,790
5 繰越金		43,483
	1 繰越金	43,483
6 諸収入		1,259
	1 預金利子	1

款	項	金額
	2 雜 入	1,258
歳 入	合 計	465,840



歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		220,099
	1 県 営 林 事 業 費	220,099
2 公 債 費		245,441
	1 公 債 費	245,441
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		<b>465,840</b>



第6号議案

平成27年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成27年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,180千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日 提 出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		93,000
	1 繰入金	150
	2 繰越金	38,151
	3 貸付金収入	54,699
2 業務勘定		2,180
	1 繰入金	1,788
	2 繰越金	1
	3 預金利子	150
	4 雑入	241
歳入	合計	95,180

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 貸 付 勘 定			93,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付金		93,000
2 業 務 勘 定			2,180
	1 管 理 指 導 事 務 費		1,980
	2 予 備 費		200
歳 出 合 計			95,180

## 第7号議案

### 平成27年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成27年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 452,530千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一





第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		127
	1 一般会計繰入金	127
2 繰越金		197,108
	1 繰越金	197,108
3 諸収入		255,295
	1 貸付金収入	249,769
	2 預金利子	10
	3 雑入	5,516
歳入	合計	452,530

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		452,530
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	452,530
歳 出	合 計	<b>452,530</b>

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉社資金	平成28年度から平成32年度まで	318,096
寡婦福祉社資金	平成28年度から平成32年度まで	26,658
父子福祉社資金	平成28年度から平成32年度まで	50,652
修学資金 修業及び技能習得資金	高等学校、大学、高等専門学校 又は専修学校就学期間中  知識及び技能習得期間中5年 以内	
生活資金	知識技能を習得している期間 中、医療等を受けている期間 中、母子家庭等となり生活が安 定するまでの間又は失業してい る期間中離職の日から1年を超 えない範囲内の期間	



第8号議案

平成27年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

平成27年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 298,570千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 共 済 掛 金 収 入		28,546
	1 共 済 掛 金 収 入	28,546
2 国 庫 支 出 金		52,731
	1 国 庫 補 助 金	52,731
3 繰 入 金		58,884
	1 一 般 会 計 繰 入 金	58,884
4 繰 越 金		8
	1 繰 越 金	8
5 諸 収 入		158,401
	1 年 金 給 付 金 収 入	158,400
	2 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	298,570

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 心身障害者扶養共済事業費		298,570
	1 心身障害者扶養共済事業費	298,570
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>298,570</b>



## 第9号議案

### 平成27年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算

平成27年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,209,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日 提出

栃 木 県 知 事                      福   田   富   一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9
	1 負 担 金	9
2 繰 越 金		259,073
	1 繰 越 金	259,073
3 諸 収 入		950,108
	1 貸 付 金 元 利 収 入	949,906
	2 預 金 利 子	200
	3 雑 入	2
歳 入	合 計	1,209,190

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等資金貸付事業費		496,101
	1 小規模企業者等資金貸付事業費	496,101
2 公 債 費		713,089
	1 公 債 費	713,089
歳 出 合 計		1,209,190

第10号議案

平成27年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成27年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 226,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 農業改良資金貸付勘定		27,343
	1 繰越金	13,082
	2 貸付金収入	14,261
2 農業改良資金業務勘定		2,477
	1 繰入金	2,166
	2 繰越金	150
	3 預金利子	10
	4 雑入	151
3 就農支援資金貸付勘定		193,874
	1 繰入金	50
	2 繰越金	76,302
	3 貸付金収入	117,522

款	項	金額
4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		2,526
	1 繰 入 金	2,424
	2 繰 越 金	50
	3 預 金 利 子	50
	4 雑 入	2
歳 入	合 計	226,220



歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		27,343
	1 国庫補助金納付金	18,189
	2 繰 出 金	9,154
2 農業改良資金業務勘定		2,477
	1 管理指導事務費	1,577
	2 予 備 費	900
3 就農支援資金貸付勘定		193,874
	1 就農支援資金貸付金	86,570
	2 公 債 費	71,536
	3 繰 出 金	35,768
4 就農支援資金業務勘定		2,526
	1 管理指導事務費	1,826
	2 予 備 費	700

款	項	金額
歲	出 合 計	226,220

## 第 1 1 号議案

### 平成27年度栃木県流域下水道事業特別会計予算

平成27年度栃木県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第 1 条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,990,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

**第 2 条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

**第 3 条** 地方自治法第 230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 27 年 2 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,125,209
	1 負担金	3,125,209
2 使用料及び手数料		279
	1 使用料	279
3 国庫支出金		814,700
	1 国庫補助金	814,700
4 繰入金		1,092,248
	1 一般会計繰入金	1,092,248
5 繰越金		719,357
	1 繰越金	719,357
6 諸収入		934,608
	1 預金利子	1

款	項	金額
	2 受 託 事 業 収 入	661, 621
	3 雑 入	272, 986
7 県 債		299, 700
	1 県 債	299, 700
8 財 産 収 入		4, 249
	2 財 産 運 用 収 入	4, 249
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>6, 990, 350</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		5,965,546
	1 流域下水道管理事業費	4,459,310
	2 流域下水道建設事業費	1,506,236
2 公 債 費		1,024,804
	1 公 債 費	1,024,804
歳 出 合 計		<b>6,990,350</b>





第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成27年度鬼怒川上流流域下水道建設費（上流処理区）	平成28年度	60,000
平成27年度鬼怒川上流流域下水道建設費（中央処理区）	平成28年度	170,000
平成27年度巴波川流域下水道建設費	平成28年度	225,000
平成27年度北那須流域下水道建設費	平成28年度	152,000



第3表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業 費	299,700	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。



第12号議案

平成27年度栃木県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度栃木県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	岡 本 台 病 院	が ん セ ン タ ー	と ち ぎ り ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー
1 病 床 数	267床	324床	80床
2 年 間 患 者 数			
(1) 入 院	76,620人	85,278人	25,912人
(2) 外 来	34,585人	111,780人	27,702人
3 一 日 平 均 患 者 数			
(1) 入 院	209人	233人	71人
(2) 外 来	142人	460人	114人

区 分	岡 本 台 病 院	が ん セ ン タ ー	と ち ぎ り ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー
4 主要な建設改良事業			
(1) 病院建設費	15,651千円	224,690千円	49,542千円
(2) 器械備品費	11,165千円	467,657千円	148,719千円
(3) 建設仮勘定	34,472千円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 岡 本 台 病 院 事 業 収 益	3,068,000千円
第1項 医 業 収 益	2,380,018千円
第2項 医 業 外 収 益	687,980千円
第3項 特 別 利 益	2千円
第2款 が ん セ ン タ ー 事 業 収 益	10,413,000千円
第1項 医 業 収 益	8,164,962千円
第2項 医 業 外 収 益	2,248,036千円

第3項 特別利益	2千円
<b>第3款 とちぎリハビリテーションセンター事業収益</b>	<b>2,240,000千円</b>
第1項 医業収益	1,222,121千円
第2項 医業外収益	1,017,877千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
<b>第1款 岡本台病院事業費用</b>	<b>2,976,000千円</b>
第1項 医業費用	2,959,615千円
第2項 医業外費用	15,383千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	1,000千円
<b>第2款 がんセンター事業費用</b>	<b>10,600,000千円</b>
第1項 医業費用	10,345,080千円
第2項 医業外費用	249,918千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	5,000千円

第3款 とちぎリハビリテーションセンター事業費用	2,205,000千円
第1項 医業費用	2,070,977千円
第2項 医業外費用	133,801千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	220千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 100,000千円（岡本台病院）、420,000千円（がんセンター）及び 146,000千円（とちぎリハビリテーションセンター）は、過年度分損益勘定留保資金 666,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 岡本台病院資本的収入	218,000千円
第1項 企業債	76,328千円
第2項 負担金	141,672千円
第2款 がんセンター資本的収入	1,418,000千円
第1項 企業債	839,000千円
第2項 負担金	579,000千円



第3款 とちぎりハビリテーションセンター資本的収入	452,000千円
第1項 企 業 債	173,664千円
第2項 負 担 金	278,336千円
支 出	
第1款 岡 本 台 病 院 資 本 的 支 出	318,000千円
第1項 建 設 改 良 費	63,013千円
第2項 企 業 債 償 還 金	254,987千円
第2款 が ん セ ン タ ー 資 本 的 支 出	1,838,000千円
第1項 建 設 改 良 費	692,347千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,145,653千円
第3款 とちぎりハビリテーションセンター資本的支出	598,000千円
第1項 建 設 改 良 費	199,601千円
第2項 企 業 債 償 還 金	398,399千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
岡本台病院施設整備事業	49,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
岡本台病院器械備品整備事業	11,000千円	同	上	同
岡本台病院器械備品整備事業借換債	16,328千円	同	上	同
がんセンター施設整備事業	224,000千円	同	上	同
がんセンター器械備品整備事業	460,000千円	同	上	同
がんセンター器械備品整備事業借換債	155,000千円	同	上	同
とちぎりハビリテーションセンター施設整備事業	30,000千円	同	上	同
とちぎりハビリテーションセンター器械備品整備事業	137,000千円	同	上	同
とちぎりハビリテーションセンター器械備品整備事業借換債	6,664千円	同	上	同

計	1,088,992千円			
---	-------------	--	--	--

(一時借入金)

**第6条** 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第7条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 医 業 費 用

2 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第8条** 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費 6,890,524千円

2 交 際 費 400千円

(たな卸資産購入限度額)

**第9条** たな卸資産の購入限度額は、3,445,444千円と定める。

(重要な資産の取得)

**第10条** 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

## 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	医療用直線加速器	一 式

平成27年2月18日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

## 第13号議案

### 平成27年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間販売電力量		249,975,000キロワット時
2 主要な建設改良事業		
五十里発電所建設事業	事業費	41,171千円
大下沢発電所建設事業	事業費	13,264千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 電気事業収益		2,126,000千円
第1項 営業収益		2,086,745千円

第2項 財務収益	20,385千円
第3項 事業外収益	18,869千円
第4項 特別利益	1千円

支 出

<b>第1款 電気事業費用</b>	<b>2,019,000千円</b>
第1項 営業費用	1,850,043千円
第2項 財務費用	69,743千円
第3項 事業外費用	97,213千円
第4項 特別損失	1千円
第5項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 633,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,172千円、建設改良積立金 140,992千円、地域振興積立金30,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 435,836千円で補てんするものとする。）。

収 入

<b>第1款 資本的収入</b>	<b>75,000千円</b>
------------------	-----------------

第1項 企業債	41,000千円
第2項 長期貸付金償還金	33,600千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
第4項 雑収入	399千円

支 出

第1款 資本的支出	708,000千円
第1項 建設改良費	375,383千円
第2項 企業債償還金	300,617千円
第3項 繰出金	30,000千円
第4項 予備費	2,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	五十里発電所建設等工事	千円 924,804	平成27年度	千円 16,038
				平成28年度	192,456

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円	平成29年度	千円 678,132
				平成30年度	38,178
		大下沢発電所建設等工事	145,974	平成27年度	12,701
				平成28年度	53,449
				平成29年度	79,824

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
五十里発電所建設事業	41,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)



第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

529,649千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一



## 第14号議案

### 平成27年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 平成27年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		22,261,644m <sup>3</sup>
2 主要な建設改良事業		
北那須水道用水供給建設事業	事業費	242,348千円
鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	1,226,318千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	2,134,000千円
第1項 営業収益	1,991,251千円

第2項 営業外収益	142,747千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	1,797,000千円
第1項 営業費用	1,703,432千円
第2項 営業外費用	91,568千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,772,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 115,014千円、減債積立金 220,380千円、建設改良積立金 200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,236,606千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 国庫補助金	1千円
第2項 受託工事受入金	1千円
第3項 雑収入	998千円

支 出

第1款 資本的支出	1,773,000千円
第1項 建設改良費	1,544,600千円
第2項 企業債償還金	220,380千円
第3項 投 資	20千円
第4項 予 備 費	8,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	302,024千円
-----------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

## 第15号議案

### 平成27年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 平成27年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		9,123,084m <sup>3</sup>
2 主要な建設改良事業		
鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	261,470千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

<b>第1款 工業用水道事業収益</b>	<b>670,000千円</b>
第1項 営業収益	541,723千円
第2項 営業外収益	128,276千円

第3項 特別利益	1千円
----------	-----

支 出

第1款 工業用水道事業費用	610,000千円
---------------	-----------

第1項 営業費用	591,837千円
----------	-----------

第2項 営業外費用	17,163千円
-----------	----------

第3項 予備費	1,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 324,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,495千円、減債積立金 5,000千円、建設改良積立金 200,000千円、長期借入金償還積立金50,000千円、過年度分損益勘定留保資金49,505千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	25,000千円
-----------	----------

第1項 負担金	24,839千円
---------	----------

第2項 工事負担金	1千円
-----------	-----

第3項 雑収入	160千円
---------	-------

支 出



第1款 資本的支出	349,000千円
第1項 建設改良費	261,470千円
第2項 企業債償還金	33,530千円
第3項 長期借入金償還金	50,000千円
第4項 予備費	4,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、

議会の議決を経なければならない。

職員給与費	59,913千円
-------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

## 第16号議案

### 平成27年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

**第1条** 平成27年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	208,656㎡
2	土地造成	事業費	351,000千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

<b>第1款</b>	<b>用地造成事業収益</b>	<b>3,382,000千円</b>
第1項	営業収益	3,380,783千円
第2項	営業外収益	1,216千円
第3項	特別利益	1千円

## 支 出

第1款 用地造成事業費用	2,663,000千円
第1項 営業費用	2,632,712千円
第2項 営業外費用	27,287千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,711,000千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,440,820千円及び当年度分損益勘定留保資金 270,180千円で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	934,000千円
第1項 企業債	922,000千円
第2項 基金収益	396千円
第3項 長期貸付金償還金	10,400千円
第4項 分譲前受金	1千円
第5項 雑収入	1,203千円

支 出

第1款 資本的支出	3,645,000千円
第1項 建設改良費	406,604千円
第2項 基金積立金	396千円
第3項 企業債償還金	2,756,000千円
第4項 長期借入金償還金	477,000千円
第5項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	922,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

109,441千円

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

## 第17号議案

### 平成27年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

**第1条** 平成27年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ゴルフ場事業	利用者数	31,000人
2 賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
<b>第1款 経営総合管理事業収益</b>	<b>230,000千円</b>
第1項 営業外収益	230,000千円
<b>第2款 ゴルフ場事業収益</b>	<b>19,000千円</b>
第1項 営業収益	18,514千円

第2項 営業外収益	486千円
<b>第3款 賃貸ビル事業収益</b>	<b>177,000千円</b>
第1項 営業収益	175,702千円
第2項 営業外収益	1,298千円
支 出	
<b>第1款 経営総合管理事業費用</b>	<b>230,000千円</b>
第1項 営業費用	229,307千円
第2項 営業外費用	693千円
<b>第2款 ゴルフ場事業費用</b>	<b>16,000千円</b>
第1項 営業費用	15,051千円
第2項 営業外費用	949千円
<b>第3款 賃貸ビル事業費用</b>	<b>161,000千円</b>
第1項 営業費用	149,739千円
第2項 営業外費用	11,261千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,000千円（ゴルフ場事業）及び



80,000千円（賃貸ビル事業）は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 181千円及び過年度分損益勘定留保資金96,819千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 ゴルフ場事業資本的支出	17,000千円
第1項 建設改良費	2,434千円
第2項 長期借入金償還金	14,566千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	80,000千円
第1項 企業債償還金	20,000千円
第2項 長期借入金償還金	60,000千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	165,267千円
2 交際費	250千円

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一